議案第５５号

静岡市道路占用料条例の一部改正について

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和３年２月１６日提出

静岡市長　　田　辺　信　宏

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例

静岡市道路占用料条例（平成15年静岡市条例第249号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	820円
	第２種電柱		1,300円
	第３種電柱		1,700円
	第１種電話柱		740円
	第２種電話柱		1,200円
	第３種電話柱		1,600円
	その他の柱類		74円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	７円
	地下に設ける電線その他の線類		４円
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	720円
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	440円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	1,500円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		620円
	広告塔	表示面積１平方メー	7,700円

		トルにつき１年	
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	1,500円
法第32条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	31円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		44円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		66円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		88円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		180円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		310円
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの		440円
	外径が１メートル以上のもの		880円
法第32条第１項第３号及び第４号に掲げる施設		占用面積１平方メートルにつき１年	1,500円
法第32条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室　階数が１のもの		Ａに0.005を乗じて得た額
	地下街及び地下室　階数が２のもの		Ａに0.008を乗じて得た額
	地下街及び地下室　階数が３以上のもの		Ａに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		3,900円
	地下に設ける通路		2,300円
	その他のもの		1,500円
法第32条第１	祭礼、縁日その他の催しに際し、	占用面積１平方メー	77円

項第６号に掲げる施設	一時的に設けるもの		トルにつき１日	
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	770円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	770円
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	7,700円
	標識		１本につき１年	1,200円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	77円
		その他のもの	１本につき１月	770円
	幕（政令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１日	77円
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１月	770円
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	7,700円
		その他のもの		3,900円
政令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートルにつき１年	1,500円
政令第７条第３号に掲げる施設				Ａに0.033を乗じて得た額
政令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	770円
政令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				150円
政令第７条第	トンネルの上又は高架道路（当該		占用面積１平方メー	Ａに0.016を乗

８号に掲げる施設	路面下の地下を除く。）の路面下に設けるもの		トルにつき１年	じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		Ａに0.005を乗じて得た額
		階数が２のもの		Ａに0.008を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに0.01を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに0.033を乗じて得た額
政令第７条第９号に掲げる施設	建築物			Ａに0.016を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに0.012を乗じて得た額
政令第７条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Ａに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに0.012を乗じて得た額
政令第７条第12号に掲げる器具				Ａに0.033を乗じて得た額
政令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Ａに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに0.033を乗じて得た額

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の静岡市道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用期間に係る占用料について適用し、同日の前日までの占用期間に係る占用料については、なお従前の例による。